



# 青森県報

号外第二十七号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

## 目 次

### 人事委員会

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則	同	二
人事委員会規則二二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則	同	二
人事委員会規則二七(任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則	同	二
人事委員会規則二八(給料等の支給)の一部を改正する規則	同	三
人事委員会規則二九(給料の調整額)等の一部を改正する規則	同	三
人事委員会規則三〇(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則	同	三
人事委員会規則三一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則	同	四
人事委員会規則三二(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	同	五
人事委員会規則三三(通勤手当)の一部を改正する規則	同	六

(総務・審査グループ)

(任用・給与グループ)

人事委員会規則七五(へき地手当等)の一部を改正する規則	同	六
人事委員会規則七五(復職時等における給料月額調整)の一部を改正する規則	同	八
人事委員会規則七六(管理職手当)等の一部を改正する規則	同	八
人事委員会規則七七(農薬散布作業手当)の一部を改正する規則	同	八
人事委員会規則七八(種雄牛馬等取扱手当)の一部を改正する規則	同	三
人事委員会規則七八(災害派遣手当)の一部を改正する規則	同	三
人事委員会規則七八(衛生検査手当)の一部を改正する規則	同	四
人事委員会規則八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則	同	四
人事委員会規則八六(農林漁業改良普及手当)の一部を改正する規則	同	四
人事委員会規則九一(機械金属等試験作業手当)の一部を改正する規則	同	四
人事委員会規則九二(特殊自動車運転作業手当)の一部を改正する規則	同	五
人事委員会規則九五(調整手当)の一部を改正する規則	同	五

人事委員会規則七 九七(病害虫防除手当)の一部を改正する規則	同	(一五)
人事委員会規則七 一〇二(放射性物質取扱手当)の一部を改正する規則	同	(一六)
人事委員会規則七 一〇六(用地買収交渉手当)の一部を改正する規則	同	(一六)
人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則	同	(一六)
人事委員会規則七 一一七(公害等調査手当)の一部を改正する規則	同	(一七)
人事委員会規則七 一二一(退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定める規則)の一部を改正する規則	同	(一七)
人事委員会規則七 一二二(水中選別作業手当)の一部を改正する規則	同	(一八)
人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則	同	(一八)
人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則	同	(一八)
人事委員会規則九 三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則	同	(一九)
人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則	同	(一九)
人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則	同	(一九)

人事委員会

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を次のように改正する。

第三条の総務・審査グループの項の第二号中「服務研修」を「服務 研修」に改め、同項の第十八号中「事務局」の下に「の所掌事務」を加え、同条の任用・給与グループの項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 任期付研究員の採用等に関すること。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則二 三二(人事委員会事務局専決代決規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二 三二(人事委員会事務局専決代決規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則二 三二(人事委員会事務局専決代決規則)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十四号を第二十五号とし、第十二号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 任期付職員の採用等に関すること。

第六条第一項中「第十六号から第十八号まで、第二十二号及び第二十三号」を「第十八号から第二十号まで、第二十四号及び第二十五号」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則六 一七(任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則六 一七(任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一七(任期付研究員の採用等)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第六条中「及び勤勉手当」を「勤勉手当及び期末特別手当」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則の一部を改正する規則

別表の一を改正する規則

人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人青森県国際交流協会」、「社団法人青森県農村開発公社」、「社団法人青森県肉用牛開発公社」、「財団法人青い森振興公社」、「財団法人青森県企業公社」及び「財団法人青森県スポーツ振興事業団」を削り、「青森県住宅供給公社」の次に「社団法人青い森農林振興公社」及び「財団法人青い森みらい創造財団」を加える。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 ○(給料等の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 ○(給料等の支給)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 ○(給料等の支給)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

第十一条第二項第二十六号中「刑事警備作業手当」の下に「看守護送手当」を加え、「及び山岳遭難救助作業手当」を「山岳遭難救助作業手当及び用地買収交渉等手当」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)等の一部を改正する規則

(人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一職員診療所の項の次に次のように加える。

保健 大学	(1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、助教 及び講師 (2) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助手で知事が人事委員会と協議して定めるもの	—
-------	---	---

別表第二中キをクとし、力をキとし、才を力とし、エの次に次の表を加える。

オ 教職給給表(三)

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	9,500円。	ただし、2号給7,272円、3号給7,627円、4号給8,086円、5号給8,572円、6号給8,923円、7号給9,261円			
2 級	11,200円。	ただし、2号給9,171円、3号給9,576円、4号給9,985円、5号給10,426円、6号給10,858円			

3 級	12,800円。ただし、1号給11,493円、2号給12,082円、3号給12,663円
4 級	13,700円。ただし、1号給12,991円、2号給13,671円
5 級	16,400円

(人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則の一部改正)  
 第二条 人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則(平成七年十二月二十二日公布)の一部を次のように改正する。

6 教育職給料表(三)の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 二七(警察職員特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五号」を「第四号」に、「警部、警部補、巡査部長若しくは巡査である警察官」を「警察官(職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。)(第七条の二第一項に規定する職にあるものを除く。)」に改め、同条第三項中「条例第十九条第一項第六号」を「条例第十九条第一項第五号」に改め、同条第十七項を第十八項とし、第十二項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「警部、警部補、巡査部長若しくは巡査である警察官」を「警察官(給与条例第七条の二第一項に規定する職にあるものを除く。)」に、「第五号」を「第四号」に改め、同項を第十二項とし、第七項から

第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「生活保安課」を「生活安全企画課」に改め、同項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に、「刑事調査官の職」を「人事委員会の定める職」に改め、同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第十九条第一項第六号の手当は、警察官(給与条例第七条の二第一項に規定する職にあるものを除く。)(又は警察官以外の警察職員が、被疑者及び被告人等の看守又は護送の作業に従事する場合に支給する。)  
 第二条に次の一項を加える。

19 条例第十九条第一項第二十二号の手当は、警察本部会計課に勤務する警察職員その他の人事委員会が定める警察職員が、用地買収交渉等の業務(国又は地方公共団体若しくは警察本部長が人事委員会と協議して定めるものとの交渉の業務を除く。)(に従事した場合に支給する。

第五条第一項中「第六号まで、第十三号」を「第五号まで、及び第十三号」に改め、同項の表中

三	被疑者及び被告人等の看守作業	六千円	を、
四	交通取締用自動車その他特殊自動車 運転作業		を、
三	交通取締用自動車その他特殊自動車 運転作業		に、
五	交通取締り及び交通事故調査作業	九千五百円	を、
六	外勤警ら作業	七千円	を、
四	交通取締り及び交通事故調査作業	一万三百円	に改め、
五	外勤警ら作業	七千円	に改め、

同条第十七項中「第二条第十七項」を「条例第十九条第一項第二十一号」に改め、同項を第十八項とし、同条第十六項中「第二条第十六項」を「条例第十九条第一項第二十号」に改め、同項を第十七項とし、同条第十五項中「第二条第十五項」を「条例第

十九条第一項第十九号」に改め、同項を第十六項とし、同条第十四項中「第二条第四項第一号」を「第二条第十五項第一号」に、「第二条第十四項第二号」を「第二条第十五項第二号」に改め、同項を第十五項とし、第十項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第二条第十二項第一号」を「第二条第十三項第一号」に改め、同項を第十項とし、第二項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十九条第一項第六号の看守護送手当の額は、作業に従事した日一日につき二百四十円とする。

第五条に次の一項を加える。

19 条例第十九条第一項第二十二号の用地買収交渉等手当の額は、業務に従事した日一日につき六百五十円とする。

第六条第一項中「又は第十項」を「又は第十一項」に改める。

第九条中「第五条第九項」を「第五条第十項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第六条各号を次のように改める。

一 美術館整備・芸術パーク構想推進課

二 環境保健センター

三 原子力センター

四 工業総合研究センター

五 農林総合研究センター

六 水産総合研究センター

七 ふるさと食品研究センター

八 郷土館学芸課

九 科学捜査研究所

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「いずれかの」を「いずれかの」に改める。

第六条第二項第四号及び第十一条第二項中「一」を「いずれかに」に改める。

第十六条の見出し中「ほう」を「方」に改める。

第二十一条中「一」を「いずれかに」に改める。

第二十三条第六項を次のように改める。

6 降格した職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第一項又は第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額（同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額の直近下位の額の給料月額。次号において同じ。）に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（第三号に掲げる職員を除く。）（第一項第二号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の一号給上位の号給」とあり、並びに同項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあるのは「対応号給」（当該降格後の給料月額を特定号給表に

定める号給より下位の号給に決定された職員が特定号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合にあつては、「対応号給の一号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第二項第三号及び第四号中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。

二 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（前号又は次号に掲げる職員を除く。）当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第一項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあるのは、「対応号給の一号給上位の号給」とする。

三 二級以上下位の職務の級へ降格した職員 第一項第二号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の一号給上位の号給」とあり、同項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあり、並びに第二項第三号及び第四号中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは、「人事委員会の定めるところにより得られる号給」とする。

第三十条第三号中「一のを「いづれかの」に改める。  
第三十六条第一項中「一」を「いづれかに」に改める。  
第三十七条第四号の三中「第二十條の三第一項」を「第二十條の五第一項」に改める。

第三十八條中「一」を「いづれかに」に改める。

別表第一の行政職給料表級別標準職務表四級の項中「係長又は」を削り、同表六級の項中「本庁の班長」を「主幹」に改め、同表七級の項中「課長補佐」を「総括主幹」に改め、同表八級の項中「課に置かれる室の長」を「副参事」に改め、同表九級の項中「課長」の下に「又は総括副参事」を加え、同表十級の項中「次長」の下に「又は参事」を加え、同表十一級の項中「部長」の下に「又は理事」を加える。

別表第一の研究職給料表級別標準職務表二級の項中「試験研究機関の科の長」を「総括主任研究員又は主任研究員」に改め、同表三級の項中「又は課」を削り、同表四級の項中「困難な研究を所掌する試験研究機関」を「試験研究機関の下部機関」に改め、「困難な研究の調整、指導等を行う」を削り、同表五級の項中「重要かつ困

難な研究を所掌する」を削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十條中「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第十二條中「次に掲げるもの」を「特別急行列車等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること」に改め、各号を削る。

第十六條及び第十七條中「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

〔大川平小学校 東津軽郡今別町大字大川平字熊沢  
六七〕

〔二股小学校 東津軽郡今別町大字大川平字二股  
一の一〕 を

〔大川平小学校 東津軽郡今別町大字大川平字熊沢  
六七〕 に

〔建石小学校 西津軽郡鰺ヶ沢町大字建石町字島  
田一四六〕 を

〔長平小学校 西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲  
音羽山六四の二二三〕 に

〔建石小学校 西津軽郡鰺ヶ沢町大字建石町字島  
田一四六〕 を

〔風合瀬小学校 西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂  
子川一五九の二六〕 に

〔大戸瀬小学校 西津軽郡深浦町大字田野沢字成瀬  
二二七の一〕 を

〔風合瀬小学校 西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂  
子川一五九の二六〕 に

〔常盤野小学校 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯ノ  
沢四八の一〕 を

〔常盤野小学校 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯ノ  
沢四五の四〕 に

〔脇野沢小学校 下北郡脇野沢村大字脇野沢字桂沢  
七一の一〕 を

〔小沢小学校 下北郡脇野沢村大字小沢字小沢沢  
一の九〕 に

〔脇野沢小学校 下北郡脇野沢村大字脇野沢字桂沢  
七一の一〕 を

〔金山沢小学校 三戸郡階上町大字金山沢字大畑一  
七の一〕 を

〔金山沢小学校 三戸郡階上町大字金山沢字大畑一  
六〕 に

〔稲生小学校 東津軽郡平内町大字稲生字月泊山  
五六〕 を

〔深谷小学校 西津軽郡鰺ヶ沢町大字深谷町字細  
ヶ平野山一〇四〕 を

〔一ツ森小学校 西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字  
上禿八八の二〕 に

〔稲生小学校 東津軽郡平内町大字稲生字月泊山  
五六〕 を

〔磯谷小学校 下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇  
二〕 に

〔滝山小学校 下北郡脇野沢村大字脇野沢字滝山  
三三五〕 を

〔九艘泊小学校 下北郡脇野沢村大字脇野沢字九艘  
泊一〇〕 に

〔磯谷小学校 下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇  
二〕 を

〔磯谷小学校 下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇  
二〕 に改める。

〔別表第一の中学校の表中 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯ノ  
沢四八の一〕 を

〔別表第二の中学校の表中 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯ノ  
沢四五の四〕 に改める。

〔南部小学校 上北郡横浜町字吹越八二の一〕 を

〔戸沢小学校 下北郡川内町大字川内字川代一三の二を  
〇九〕

「南部小学校」上北郡横浜町字吹越八二の一

「麦沢小学校」三戸郡福地村大字麦沢字上木戸場九の

「増田小学校」三戸郡南郷村大字島守字北の畑六の二

「麦沢小学校」三戸郡福地村大字麦沢字上木戸場九の  
に改める。

別表第二の中学校の表中

「北部中学校」下北郡東通村大字蒲野沢字外畑九七の

「上郷中学校」三戸郡田子町大字茂市字桜館二八

「増田中学校」三戸郡南郷村大字島守字北の畑六の二  
「北部中学校」下北郡東通村大字蒲野沢字外畑九七の  
に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五五（復職時等における給料月額調整）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 五五（復職時等における給料月額調整）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五五（復職時等における給料月額調整）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七（管理職手当）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 六七（管理職手当）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	職	支給割合
知事の仕事 務務局	政策審議監 本庁部長 中央病院長 中央病院副院長	百分の二十五
本庁理事 チームリーダー	〔職務の級行政職給料表十一級のものに限る。〕	百分の二十
東京事務所長 自治研修所長 保健大学事務局長 中央病院看護局長 中央病院事務局長		百分の二十
本庁部次長 副出納長 中央病院医療局長 中央病院救命救急センター長 つくしが丘病院長		百分の十八
参事 美術館整備推進監		百分の十八



<p>本庁課長〔人事委員会の定めるところによるものに 限る。〕 チームリーダー〔職務の級行政職給料表十級のもの に限る。〕 自治研修所次長 環境保健センター所長 健康福祉こどもセンター所長 下北地方健康福祉こどもセンター保健部長 保健大学副学長 中央病院事務局次長 つくしが丘病院事務局次長 工業総合研究センター所長 八戸工科学院長 農林水産事務所長 農林総合研究センター所長 農林総合研究センターグリーンバイオセンター所長 水産総合研究センター所長 ふるさと食品研究センター所長 県土整備事務所長</p>	<p>本庁課長（支給割合百分の十八のものを除く。） 本庁室長 チームリーダー〔職務の級行政職給料表九級のもの に限る。〕 東京事務所次長 県税事務所長 消防学校長 鉄道管理事務所長 消費生活センター所長 男女共同参画センター所長 環境保健センター次長 環境保健センター青森環境管理事務所長 原子力センター所長 健康福祉こどもセンター総務企画室長 健康福祉こどもセンター保健部長 健康福祉こどもセンター保健部長 健康福祉こどもセンター福祉部長</p>
<p>百分の十六</p>	<p>百分の十六</p>

<p>健康福祉こどもセンターこども相談部長 保健大学学部長 保健大学学部長 保健大学附属図書館長 保健大学健康科学教育センター長 保健大学健康科学研究センター長 保健大学事務局次長 中央病院医療局の次長並びに科の長並びに臨床検査部、 集中治療部、輸血部及び薬剤部の長 中央病院看護局次長 つくしが丘病院副院長 つくしが丘病院医務局長 つくしが丘病院医務局長 つくしが丘病院看護局長 十和田食肉衛生検査所長 田舎館食肉衛生検査所長 子ども自立センターみらい所長 あすなる学園長 さわらび園長 精神保健福祉センター所長 県外情報センター所長 工業総合研究センター次長 工業総合研究センター弘前地域技術研究所長 工業総合研究センター八戸地域技術研究所長 高等技術専門学校長 農林水産事務所次長 東地方農林水産事務所青森家畜保健衛生所長 上北地方農林水産事務所十和田家畜保健衛生所長 農林水産事務所漁港漁場整備事務所長 農林総合研究センター次長 農林総合研究センター畑作園芸試験場長 農林総合研究センターフラワーセンター21あおもり所 長 農林総合研究センターりんご試験場長</p>	<p>〔支給割合百分の十二のものを除く。〕</p>
---	---------------------------

<p>農林総合研究センター畜産試験場長                  農林総合研究センター林業試験場長                  水産総合研究センター次長                  水産総合研究センター増養殖研究所長                  ふるさと食品研究センター次長                  ふるさと食品研究センター下北ブランド研究開発センター所長                  ふるさと食品研究センター農産物加工指導センター所長                  農業大学校長                  営農大学校長                  県土整備事務所次長                  青森空港管理事務所長                  県土整備事務所ダム建設所長                  県土整備事務所都市公園事務所長                  県土整備事務所港湾管理所長                  〔支給割合百分の十二〕                  のものを除く。</p>	<p>総括副参事                  身体障害者更生相談所長                  総括研究管理監                  工業総合研究センター総合企画室長                  工業総合研究センター八戸地域技術研究所副所長                  農林総合研究センター総務室長                  水産総合研究センター総合企画室長                  ふるさと食品研究センター総合企画室長                  ふるさと食品研究センター農産物加工指導センター次長                  チームリーダー                  〔支給割合百分の二十三、百分の十八及び百分の十六のものを除く。〕                  県税事務所次長                  消防学校副校長                  鉄道管理事務所次長                  環境保健センター環境管理事務所長                  〔支給割合百分の十六のものを除く。〕                  原子力センター次長                  白神山地ビクターセンター館長</p>	<p>百分の十四</p>	<p>百分の十二</p>
---	--	--------------	--------------

<p>健康福祉こどもセンター保健部次長                  健康福祉こどもセンター福祉部次長                  健康福祉こどもセンターこども相談部次長                  保健医長                  中央病院看護指導監                  つくしが丘病院看護局次長                  十和田食肉衛生検査所次長                  子ども家庭支援センター所長                  あすなる学園次長                  さわらび園次長                  精神保健福祉センター次長                  精神保健医長                  県外情報センター次長                  〔職務の級行政職給料表八級のものを限る。〕                  高等技術専門校教頭                  八戸工科学院副学院長                  障害者職業訓練校長                  農林水産事務所地域農業改良普及センター所長                  農林水産事務所水産事務所長                  農林水産事務所家畜保健衛生所長                  〔支給割合百分の十六のものを除く。〕                  三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所長                  農林総合研究センターりんご試験場県南果樹研究センター所長                  農林総合研究センター畜産試験場和牛改良技術センター所長                  農林総合研究センター畜産試験場和牛改良資源センター所長                  水産総合研究センター内水面研究所長                  ふるさと食品研究センター農産物加工指導センターつがる農産物加工センター所長                  農業大学校教頭                  営農大学校教頭                  海洋学院長                  十和田県土整備事務所むつ小川原港管理所長</p>	<p>百分の十二</p>
---	--------------

弘前県土整備事務所目屋ダム管理所長 新幹線事務所長 青森空港管理事務所次長 副参事 私学振興推進監 税務指導監 土木工事検査監 建築工事検査監 設備工事検査監 NPO・ボランティア推進監 環境影響評価指導監 歯科衛生指導監 看護指導監 薬事指導監 医療指導監 農林建築指導監 七里長浜港利用促進監 自治研修所課長 自治研修所教授 職員診療所長 税務調査監 研究調整監 環境保健センター総務室長 衛生指導監 歯科衛生推進監 監査指導監 保健大学学科長 保健大学人間総合科学科科主任教授 保健大学健康科学教育センターの科の長 保健大学健康科学研究センター研究開発科長 保健大学事務局総務課長 中央病院事務局総務課長 つくしが丘病院事務局次長 生涯職業能力開発推進監 りんご生産指導監		百分の十	
---	--	------	--

選挙管理 事務局次長	副参事 事務局次長	参事 事務局次長	課長 図書室長	総括副参事 事務局次長	副参事 事務局次長	監査委員 の事務部 事務局	議会の事 務部局 事務局次長 事務局 事務局次長 参事 事務局次長 課長 図書室長 総括副参事 事務局次長 副参事 事務局次長 監査委員 の事務部 事務局	農産園芸推進監 畜産推進監 林務調整監 農村整備調整監 農林水産事務所総務室長 総務管理監 農林総合研究センター総合企画室長 農林総合研究センター経営研究室長 農林総合研究センター普及指導室長 農林総合研究センター病害虫防除室長 農林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防除室長 農業大学校教授 用地専門監 工事調整監 建築調整監 農林総合研究センター 農林水産事務所水産改良普及所長 十和田食肉衛生検査所三戸支所長 農林水産事務所水産改良普及所長 弘前県土整備事務所遠部・久吉ダム管理所長	百分の八 百分の二十 三 百分の十八 百分の十六 百分の十四 百分の十 百分の二十 三 百分の十八 百分の十六 百分の十四 百分の十 百分の十八 百分の十 百分の十六 百分の十八 百分の八
---------------	--------------	-------------	------------	----------------	--------------	---------------------	--	--	---

委員会の 事務部局	人事委員 会の事務 部局	地方労働 委員会の 事務部局	海区漁業 調整委員 会の事務 部局	教育委員 会の事務 部局	スポーツ振興局長	理事 図書館長	総合社会教育センター所長 総合学校教育センター所長	教育次長	参事 郷土館長	本庁課長 教育事務所長 埋蔵文化財調査センター所長 図書館副館長 青年の家所長 少年自然の家所長 総合社会教育センター副所長 総合学校教育センター副所長 郷土館副館長	百分の二十 三 百分の二十 五 百分の二十 三 百分の二十 百分の十八 百分の十六
--------------	--------------------	----------------------	----------------------------	--------------------	----------	------------	------------------------------	------	------------	---	---

総括副参事	県立高等学校課特別支援教育室長 文化財保護課三内丸山遺跡対策室長 埋蔵文化財調査センター次長	百分の十四
副参事 郷土館課長	図書館活動推進監	百分の十
校長	県立高等学校、県立専修学校、県立聾学校、県立養護学校、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する学校	百分の十二 （人事委員会の定めるところによるもの） 百分の十六又は百分の十四
教頭 事務長（職務の級行政職給料表八級のものに限る。）		百分の十 （教頭のうち人事委員会の定めるところによるもの） 百分の十二又は百分の八
分校主事である教諭 事務長（支給割合百分の十のものを除く。）		百分の八
本部部長 首席監察官 首席参事官 警察学校長		百分の二十
参事官 警察署長（職務の級警察職給料表十級のものに限る。）		百分の十八
参事 警察署長（職務の級警察職給料表九級のものに限る。）		百分の十八

<p>本部課長 科学捜査研究所長 監察官 理事官 管理官 機動捜査隊長 機動隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 警察学校副校長 警察署長〔支給割合百分の二十及び百分の十八のものを除く。〕 警察署副署長〔青森警察署、八戸警察署及び弘前警察署の副署長に限る。〕</p>	百分の十六
<p>総括副参事 総括研究管理官 監査室長 銃器対策室長 暴力団特別捜査隊長 調査官 警察署副署長（支給割合百分の十六のものを除く。）</p>	百分の十四
<p>施設調査官 会計指導官 会計調査官 研究管理官 副参事</p>	百分の十

（人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則の一部改正）  
 第二条 人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則（平成十四年三月二十九日公布）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「改正後の規則の規定にかかわらず」を削り、「に達するまでの間、」を「に達しない場合、改正後の規則の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までの間、」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 七〇（農薬散布作業手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 七〇（農薬散布作業手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 七〇（農薬散布作業手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 農林総合研究センター

第二条第三号から第八号までを削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 七一（種雄牛馬等取扱手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 七一（種雄牛馬等取扱手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 七一（種雄牛馬等取扱手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「畜産試験場」を「農林総合研究センター」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八一（災害派遣手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 八一（災害派遣手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八一（災害派遣手当）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条の九」を「第十九条の十」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八三（衛生検査手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 八三（衛生検査手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八三（衛生検査手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「環境保健センター又は東地方農林水産事務所」を「環境保健センター、原子力センター又は東地方農林水産事務所」に、「環境保健センターに勤務する職員で環境保健センター六ヶ所放射線監視局に勤務する者以外の者」を「環境保健センター又は原子力センターに勤務する者」に改める。

第七条中「環境保健センター六ヶ所放射線監視局に勤務する職員及び」を削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八六（農林漁業改良普及手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 八六（農林漁業改良普及手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八六（農林漁業改良普及手当）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条の八」を「第十九条の九」に改める。

第二条及び第三条中「第十九条の八第一項」を「第十九条の九第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九一（機械金属等試験作業手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 九一（機械金属等試験作業手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九一（機械金属等試験作業手当）の一部を次のとおり改正する。

第二条を次のように改める。

（人事委員会が定める作業）

第二条 条例第十七条の十三に規定する人事委員会の定めるものは、次の各号に掲げる作業とする。

一 電気炉による溶解作業及び焼成作業

二 電気炉による溶解作業のため必要な準備作業及び後片付作業

三 電気炉又は高周波誘導加熱装置を使用して行う滲炭焼入又は焼戻等の熱処理作業

四 旋盤等の工作機械による金属の切削作業

五 レーザ、アーク又はアセチレンによる切断又は溶接の作業

六 抗折及び衝撃の各試験の作業別紙様式中

引張、抗折試験 及び各従事日数	日

を

及び各従日 の抗折試験 に衝撃試験 折衝試験数	日

に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九二(特殊自動車運転作業手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 九二(特殊自動車運転作業手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九二(特殊自動車運転作業手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 農林総合研究センター

第二条中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九五(調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 九五(調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九五(調整手当)の一部を次のように改正する。

第七条中「並びに第十九条の四第三項」を「第十九条の四第三項並びに第十九条

の第五項」に改める。

別表の表中

東京 都	特別 区	甲 地	百分の十二
------	------	-----	-------

を

東京 都	特別 区	甲 地	百分の十二
神奈川 県	横須賀 市	甲 地	百分の十

に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九七(病害虫防除手当)の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成十五年三月三十一日 青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 九七(病害虫防除手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九七(病害虫防除手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「本務として農業試験場又は畑作園芸試験場」を「農林総合研究センター」

に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一〇二（放射性物質取扱手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一〇二（放射性物質取扱手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一〇二（放射性物質取扱手当）の一部を次のように改正する。

第三条各号を次のように改める。

一 工業総合研究センター

二 農林総合研究センター

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一〇六（用地買収交渉等手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一〇六（用地買収交渉等手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一〇六（用地買収交渉等手当）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 むつ小川原振興課

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一一（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一一一（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則

別表第一中 人事委員会規則七 一一一（特勤勤務手当等）の一部を次のように改正する。

「むつ小川原振興室職員六ヶ所村駐在 崎五二一の二

環境保健センター六ヶ所放射線監視局 崎五二一の二

「むつ小川原振興職員六ヶ所村駐在 崎五二一の二

原子力センター 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四 の一

「むつ警察署砂子又警察官駐在所 下北郡東通村大字砂子又字大萱五の五

「むつ警察署砂子又警察官駐在所 下北郡東通村大字砂子又字高山五の五

「大間警察署佐井警察官駐在所 下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二

「下北教育事務所社会教育主事東通村駐在 下北郡東通村大字砂子又字沢内五の四三

「上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二

「上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四 の一

「西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五三

「西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五一の一七

「下北郡東通村大字砂子又字大萱五の五

「下北郡東通村大字砂子又字高山五の五

「下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二

「下北郡東通村大字砂子又字沢内五の四三

「下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二

「下北郡東通村大字砂子又字沢内五の四三

「下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二

「下北郡東通村大字砂子又字沢内五の四三

「下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二

「下北郡東通村大字砂子又字沢内五の四三

「下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二

「下北郡東通村大字砂子又字沢内五の四三



「下北教育事務所社会  
教育主事風間浦村駐  
在 大川目二八の五  
を」

「下北教育事務所社会  
教育主事東通村駐在  
別表第二中 内五の四三  
に改める。」

「高規格道路・津軽ダム  
対策課職員西目屋村駐  
在 六一  
中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元  
を」

「白神山地ビジターセン  
ター 一の二  
中津軽郡西目屋村大字田代字神田六  
を」

「さわらび園  
水産増殖センター  
増養殖研究所 弘前市大字中別所字平山一六八  
に、  
東津軽郡平内町大字茂浦字月泊一  
を」

「白神山地ビジターセン  
ター 一の一  
中津軽郡西目屋村大字田代字神田六  
を」

「さわらび園  
水産総合研究センター  
増養殖研究所 弘前市大字中別所字平山一六八  
に、  
東津軽郡平内町大字茂浦字月泊一  
を」

「鱒ヶ沢警察署北金ヶ沢  
警察官駐在所 五  
西津軽郡深浦町大字関字栃沢九九の  
を」

「鱒ヶ沢警察署北金ヶ沢  
警察官駐在所 一六  
西津軽郡深浦町大字関字栃沢八四の  
に改める。」

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。  
人事委員会規則七 一一七（公害等調査手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一一七（公害等調査手当）の一部を改正する規則  
人事委員会規則七 一一七（公害等調査手当）の一部を次のように改正する。  
第二条中「規定する環境保健センター」の下に「若しくは原子力センター」を、  
環境保健センター」の下に「又は原子力センター」を加える。  
第三条第一号中「環境保健センター」の下に「若しくは原子力センター」を加える。  
附 則  
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。  
人事委員会規則七 一一一（退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定  
める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年三月三十一日  
青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介  
人事委員会規則七 一一一（退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人  
を定める規則）の一部を改正する規則  
人事委員会規則七 一一一（退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定  
める規則）の一部を次のように改正する。  
第二条各号を次のように改める。  
一 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団  
二 財団法人青森県母子寡婦福祉連合会  
三 社団法人青森県視力障害者福祉連合会  
四 社団法人青森県ろうあ協会  
五 財団法人二十一あおもり産業総合支援センター  
六 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団  
七 社団法人青い森農林振興公社  
八 社団法人青森県栽培漁業振興協会  
九 財団法人青森県建設技術センター  
十 財団法人青森県フェリー埠頭公社  
十一 財団法人青い森みらい創造財団  
附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一三二(水中選別作業手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一三二(水中選別作業手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一三二(水中選別作業手当)の一部を次のように改正する。  
第二条中「内水面水産試験場」を「水産総合研究センター」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。  
第一条中「第十九条の五」を「第十九条の六」に改める。  
第二条中「第十九条の五第四項」を「第十九条の六第四項」に改める。  
第三条中「第十九条の五第三項」を「第十九条の六第三項」に改める。  
第四条第一号及び第二号中「第十九条の五第一項」を「第十九条の六第一項」に改め、同条第三号中「第十九条の六第一項」を「第十九条の七第一項」に、「第十九条の七第一項」を「第十九条の八第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を次のように改正する。  
第一条中「第十六条の二」の下に「任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号。以下「任期付職員条例」という。)第五条第二項及び」を加える。  
第二条第一項第二号中「規定により」の下に「任期を定めて」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
二 任期付職員条例第二条第一号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額  
一万二千円  
イ 五号給 一万円  
ウ 二号給から四号給まで 八千円  
エ 一号給 六千円

第二条第二項を次のように改める。

2 条例第十六条の二第二項ただし書の人事委員会規則で定める勤務は、次に掲げる勤務とする。

- 一 勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務(次号に掲げる勤務を除く。)
- 二 前項第二号に掲げる職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員の勤務

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則九 三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則九 三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則

人事委員会規則九 三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び期末手当」を、「期末手当及び期末特別手当」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第十二条第十七号中「期間内」の下に、「(勤務時間条例第四条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められた職員のうち人事委員会が特に認める職員にあつては、一の年の六月から九月までの期間内)」を加え、同条に次の一号を加える。

二十一 職員の保護する乳幼児が母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第四条に規定する健康診断又は予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項若しくは結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第十三条第四項に規定する予防接種を受けるとき、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条の三第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第二条中「第五条の三第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条第一号中「第二十条の三第一項」を、「第二十条の五第一項」に改め、同条第二号中「及び勤勉手当」を、「勤勉手当及び期末特別手当」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭